

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記 1 ないし 3 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適  
正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等  
の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定  
により、公告する。

令和 7 年 4 月 25 日 横浜地方法務局西湘二宮支局 登記官 樋口 実  
記

1 (1) 手続番号

第 0203-2024-0028 号

(2) 表題部所有者不明土地に係る所在事項

足柄上郡山北町向原字水上 224 番 2

2 (1) 手続番号

第 0203-2024-0029 号

(2) 表題部所有者不明土地に係る所在事項

足柄上郡山北町向原字水上 225 番 2

3 (1) 手続番号

第 0203-2024-0030 号

(2) 表題部所有者不明土地に係る所在事項

足柄上郡山北町向原字水上 230 番 2